

令和6年度

「宮城県生物多様性地域戦略」

改訂業務 仕様書

宮 城 県

設 計 概 要

1 改訂案の作成

- (1) 宮城県生物多様性地域戦略骨子案の作成・修正
- (2) 宮城県生物多様性地域戦略中間案の作成・修正
- (3) 宮城県生物多様性地域戦略改訂案の作成・修正

2 会議開催及び資料作成

- (1) 宮城県生物多様性地域戦略推進会議 3回
- (2) 宮城県自然環境保全審議会 1回
- (3) パブリックコメント 1回

3 スクールミーティングの開催

- (1) 県内高校（1校）におけるワークショップの開催 4回程度

4 事前準備・業務打合せ

- (1) 業務計画書、業務工程の作成 1式
- (2) 業務打合せ 5回

工 期

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

令和6年度「宮城県生物多様性地域戦略」改訂業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度「宮城県生物多様性地域戦略」改訂業務

2 委託業務の対象地域

宮城県内

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務の目的

宮城県は生物多様性基本法第13条に基づき、平成27年3月に「宮城県生物多様性地域戦略」（以下、「本県地域戦略」という。）を策定し、令和元年度に第一次改訂したところであるが、本県地域戦略は5年に一度、点検し、必要に応じて修正することとなっている。

本県地域戦略は、将来像として「美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子どもの笑顔が輝くふるさと宮城の実現」をうたい、令和元年度の第一次改訂を経て指標を定め進捗管理を実施してきた。

令和4年12月「生物多様性条約第15回締約国会議」において新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されたことを受け、令和5年3月には「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定された。

国家戦略では2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革、30by30目標の達成、自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）などを進めるもの。近年、生物多様性向上の社会的重要性や状況が大きく変化していることから、本県地域戦略を見直すこととし、関係者により構成される宮城県生物多様性地域戦略推進会議（以下、「推進会議」という。）、宮城県自然環境保全審議会及びパブリックコメント等を実施し、本県地域戦略の改訂を行うもの。

5 業務の内容

(1) 本県地域戦略（改訂版）の作成

① 骨子案の作成（令和6年8月）

「生物多様性国家戦略2023-2030」との整合性を図るとともに、「※生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年改訂）」、「生物多様性国家戦略2023-2030において設定する状態目標・行動目標に関する指標」、「宮城県生物多様性地域戦略（第1次改訂）」を基礎

資料とし、本県が主催する推進会議の意見等を踏まえ、県内の各地域について、学識経験者・自然保護団体及び関係機関が作成している震災前後の生物の生息・生育に関する報告書等から基礎資料を整理し、本県の地域特性を生かした本県地域戦略の骨子案を作成する。

骨子案の作成にあたっては、過去5年間の宮城県に取り組みの振り返りについて、発注者が供与するデータに基づき情報の整理をし、宮城県及び関連団体の取り組み状況を取りまとめ、進捗状況を踏まえた現状の把握及び検証を行い、また、社会的な新しい動きを踏まえた構成にすること。

骨子案は、令和6年9月に開催する推進会議で報告するため、令和6年8月までに発注者と協議し校正を終了し、推進会議構成員に配付する。

② 中間案の作成（令和6年12月）

(2) ①②(3)で提出された意見及びそれを踏まえた発注者の指示により、中間案を作成する。

③ 改訂案の作成（令和7年2月）

(2) ③で提出された意見及びそれを踏まえた発注者の指示により、改訂案を作成する。

(2) 会議開催及び資料作成

① 第1回推進会議の開催及び資料作成（令和6年9月予定）

別添1に係る推進会議を開催し、(1)①で作成した骨子案を説明し、質疑に対して対応する。また、提示された論点について整理し、推進会議の議事概要を作成する。提出された意見については、発注者と調整の上、採択できるものは骨子案に反映する。

なお、会議開催にあたっては、開催案内の通知、資料作成、会場設営及び委員の連絡調整などの運営補助も行う。

② 第2回推進会議の開催及び資料作成（令和6年12月予定）

第2回目の推進会議を開催し、(1)②で作成した中間案を説明し、質疑に対して対応する。また、提示された論点については整理し、推進会議の議事概要を作成する。提出された意見については、発注者と調整の上、採択できるものは中間案に反映する。

なお、会議開催にあたっては、開催案内の通知、資料作成、会場設営及び委員の連絡調整などの運営補助も行う。

③ パブリックコメント実施の補助（令和7年1月予定）

②を反映して修正した中間案について、発注者で実施するパブリックコメントに対し、発注者に寄せられた意見について、一覧表に整理するとともに論点を取りまとめる。

また、発注者と調整の上、パブリックコメントの意見で採択できるものを改訂案に反映する。

④ 第3回推進会議の開催及び資料作成（令和7年3月予定）

第3回目の推進会議を開催し、（1）③で作成した改訂案を説明し、質疑に対して対応する。また、提示された論点について整理を行い、推進会議の議事概要の作成を行う。

提出された意見については、発注者と調整の上、採択できるものは改訂案に反映する。

なお、会議開催にあたっては、開催案内の通知、資料作成、会場設営及び委員の連絡調整などの運営補助も行う。

⑤ 宮城県自然環境保全審議会の運営補助（令和6年10月予定）

骨子案について、宮城県自然環境保全審議会に対して報告を行うため、必要に応じて説明・質疑に対する応答を行う。

（3）スクールミーティングの開催

生物多様性の重要性について理解し、次世代を担う世代が当計画の策定に関わることで、ネイチャーポジティブに向けた行動を幅広い層に対し提言することを目的とし、高校生によるスクールミーティングを開催する。ミーティングでは、個人それぞれがネイチャーポジティブに向けた行動（アクションプラン）には何が必要か議論し、それを広報するための計画の副題となるスローガンを検討してもらう。

議論にあたっては、発注者が指定する県内の高校1校において、最大30人程度のグループワークを4回程度開催し、計画に取り入れるスローガン及びアクションプランをとりまとめる。

（4）事前準備及び業務打合せ

業務着手時、骨子案の作成、中間案の作成、改訂案の作成時及び納品時の計5回、業務打合せを行う。業務着手時には、業務計画書及び業務工程表を提出すること。なお、業務遂行上、協議が必要となった場合は随時対応する。

6 調査業務に従事する者の要件

業務に直接従事する者は、骨子案の作成から改訂版の地域戦略を作成するために生物多様性の概念及び生物多様性国家戦略及び生物多様性地域戦略の位置づけに関する基本的な知識を有している必要がある。

また、県内の生物多様性に関するデータ等の知見及び各構成員の意見等について対応可能な知識を有している必要がある。

加えて、5及び別添スケジュールの日程に対応可能な能力を必要とする。

7 成果物

（1）受注者は、上記（1）～（3）で必要な議事概要、論点整理票を作成し提出すること。また、骨子案、中間案、改訂案、成果物については、それぞれA4判2枚程度の概要版を作成すること。

- (2) 最終的な改訂版地域戦略の提出は、A4判のワープロ打ちにより、図面等を添付し製本したものを20部と、CD-R等により電子データを提出すること。
(報告書については、可能な限りコンパクト化するとともに、再生紙(古紙配合率70%以上かつ白色度70%以下)を使用し、両面印刷とすること。)
- (3) 電子データの提出については、以下によること。
- イ 上記報告書のPDFデータに加え、ワープロや表計算ソフトなどのオリジナルデータ(写真・イラスト・グラフ等の画像部分は、GIF、JPEG等のファイル形式としたデータとする。)も併せて提出すること。
 - ロ CD-R及び収納ケースには、事業年度及び事業名等を必ずラベルにより付記すること。
 - ハ 納入時に受注者立会いの下、コンピューター上で正常に表示できることを確認すること。

8 指示、報告及び申し出

- (1) 発注者は、業務の内容について、受注者に対して書面(電子メールを含む)にて指示を出すことができるものとする。受注者は、指示に対する対応について、対応後すみやかに発注者に報告しなくてはならない。
- (2) 受注者は、業務の内容に疑義、要望、意見のあるときは、書面(電子メールを含む)をもって発注者に対してその旨を申し出ることができる。

9 雑則

- (1) 自動車を使用する場合、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。また、駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。
- (2) 廃棄物が発生する場合、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、適切に処理すること。
- (3) 本業務で得られた成果物の著作権は発注者に帰属し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 成果物納入後に発生した、受注者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたときや本仕様書によりがたい事由が生じたとき、及び本仕様書に記載のない細部事項については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (6) 調査に当たっては、関係機関等と十分に協議・調整し、同意の上で実施すること。